

令和4年第3回太子町議会臨時会（第498回町議会）会議録

令和4年5月13日

午前10時開会

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 承認第1号 専決処分したものにつき承認を求めることについて
(太子町税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 5 承認第2号 専決処分したものにつき承認を求めることについて
(太子町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて)
- 6 議案第26号 令和4年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
 - 2 会期の決定
 - 3 諸般の報告
 - 4 承認第1号 専決処分したものにつき承認を求めることについて
(太子町税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 追加日程第1 承認第1号 専決処分したものにつき承認を求めることについて
(太子町税条例の一部を改正する条例の制定について)
(総務経済建設常任委員会委員長報告)
- 5 承認第2号 専決処分したものにつき承認を求めることについて
(太子町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて)
 - 6 議案第26号 令和4年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第1号）
- 追加日程第2 揖龍保健衛生施設事務組合議会議員の選挙
- 追加日程第3 西はりま消防組合議会議員の選挙

会議に出席した議員

1 番	松 浦 崇 志	2 番	出 原 賢 治
3 番	森 田 哲 夫	4 番	吉 田 正 之
5 番	長谷川 正 信	6 番	玉 田 正 典
7 番	上 山 隆 弘	8 番	中 薮 清 志
9 番	堀 卓 史	10 番	首 藤 佳 隆
11 番	清 原 良 典	12 番	井 村 淳 子
13 番	藤 澤 元之介	14 番	中 島 貞 次

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長	森 文 彰	書 記	蛭 井 のり子
書 記	竹 田 早 紀		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	服 部 千 秋	副 町 長	杉 原 勝 由
教 育 長	檜 野 正 樹	総 務 部 長	森 田 好 紀

生活福祉部長 嶋 津 一 弥
教 育 次 長 栗 岡 正 則
税 務 課 長 山 崎 将

経済建設部長 松 谷 真 利
財 政 課 長 佐々木 信 人

議長挨拶

○議長（中島貞次） 皆さんおはようございます。

開会に先立ちまして一言御挨拶を申し上げます。

その前に、上山議員より遅参する旨の連絡がありましたので御報告申し上げます。

新型コロナウイルスの感染には今後も動向に注視する必要がある状況ではございますが、議員各位には極めて御健勝にて御参集を賜り、本日ここに令和4年第3回太子町議会臨時会（第498回町議会）が開会できますことは町政伸展のため、誠に御同慶にたえません。

本日招集されました臨時会では、専決処分の承認2件、水道事業会計補正予算の議案1件の審査等が予定されております。何とぞ議員各位におかれましては格別の御精励を賜り、慎重かつ迅速で的確な御審議をお願い申し上げまして、誠に簡単措辞ではございますが、開会の御挨拶いたします。

町長。

~~~~~

#### 町長挨拶

○町長（服部千秋） おはようございます。

令和4年第3回太子町議会臨時会（第498回町議会）が開会されるに当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

新緑輝く過ごしやすい季節となりましたが、議員各位におかれましては公私ともに御多忙のところ、御健勝にて本会議に御出席いただきましたことに厚くお礼申し上げます。平素は町行政各般の進展に御理解、御協力を賜っておりますことを重ねてお礼申し上げます。兵庫県下における新型コロナウイルスは、まだまだ油断禁物な状況が続いております。本町におきましても、引き続き多くの方々にワクチン接種をお願いしてまいりたいと思っております。

さて、本日の臨時会におきましては、専決処分した条例及び人事案件の承認案件2件、予算案件1件の計3件を提出させていただいております。御審議をお願いいたします案件の内容につきましては後ほど説明をさせていただきたく存じますが、何とぞ慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、誠に簡単ではございますが、臨時町議会の開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

~~~~~

（開会 午前10時03分）

○議長（中島貞次） ただいまの出席議員は13名です。定足数に達していますので、ただいまから令和4年第3回太子町議会臨時会（第498回町議会）を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

なお、本臨時会の会期中、自席での発言は新型コロナウイルス感染症予防対策の一環で、全て着席したまま行いますので御留意ください。また、室内換気のため、適宜休憩を挟みながら議事の進行を行っていく予定としておりますので併せて御留意ください。

これから日程に入ります。

~~~~~

○議長（中島貞次） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

~~~~~

○議長（中島貞次） 日程第２、会期の決定を議題にします。

本臨時会の会期を本日 1 日にしたいと思います。御異議ありませんか。

~~~~~

○議長（中島貞次） 日程第3、諸般の報告を行います。

~~~~~

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布され、その一部が同年4

月 1 日から施行されたことに伴い、関係する太子町税条例を合わせて施行する必要があるため、専決処分により一部を改正したものであります。

改正の主な内容としましては、固定資産税の台帳閲覧等の際に住所を明らかにすることにより人の生命または身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合には一定の措置を講ずることができることとする改正、特定都市河川浸水被害対策法により指定された区域内の土地の固定資産税の課税標準を軽減する規定の追加、省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置の延長等の所要の改正であります。

詳細につきましては副町長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり承認いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 副町長。

○副町長（杉原勝由） ただいま上程されました承認第 1 号専決処分しました太子町税条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が令和 4 年 3 月 31 日に公布され、その一部が同年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、本条例の一部を改正したものでございます。

それでは、改正内容につきまして具体的な御説明を申し上げます。

第 34 条の 7 第 1 項第 5 号の改正につきましては、寄附金税額控除の対象となる特定公益増進法人のうち、旧所得税法施行令に規定する民法法人に対する寄附金について、平成 26 年度から 7 年間の経過措置が終了したことに伴う改正でございます。

第 48 条第 9 項及び第 15 項の改正につきましては、地方税法の改正により項ずれが生じたことに伴う改正でございます。

第 73 条の 2 及び第 73 条の 3 の改正につきましては、固定資産課税台帳の閲覧または固定資産課税台帳に記載されている事項についての証明書を交付する場合において、固定資産課税台帳に記載されている住所が明らかにされることにより人の生命または身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合、その他固定資産課税台帳を閲覧に供し、または当該証明書を交付することが適当でないと認められる場合には一定の措置を講ずることができることとされたことに伴う改正でございます。

附則第 10 条の 2 の改正につきまして、第 2 項の改正は市町村の条例で定めることとされている「下水道法に規定する除害施設」に対して課する固定資産税の課税標準の特例割合の参酌値が「4 分の 3」から「5 分の 4」に改正されたことに伴う改正でございます。

同条第 3 項から第 25 項まで、地方税法の改正により項ずれが生じたことに伴う改正でございます。また、地方税法附則第 15 条第 44 項で新たに規定された令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に特定都市河川浸水被害対策法により指定された貯留機能保全区域内にある土地に対して課する固定資産税の課税標準を指定の翌年度から 3 年度分の固定資産税に限り軽減を講ずることとされたことに伴う規定を第 24 項として追加しております。

附則第 10 条の 3 第 9 項及び第 11 項の改正は、外壁、窓などを通しての熱の損失の防止に資する一定の改修工事が行われた住宅及び熱損失防止改修工事等により認定長期優良住宅に該当することとなったものに係る固定資産税の減額措置について、対象を平成 26 年 4 月 1 日以前から所在する住宅とした上で、その対象資産の改修期限を令和 6 年 3 月 31 日まで延長することとされた法改正に伴う文言の整理でございます。

附則第 12 条の改正は、商業地等に係る固定資産税の負担調整措置について、令和 4 年度に限り課税標準額の上昇幅を評価額の 2.5% とする軽減措置が講じられたことに伴う改正でございます。この条例の施行期日は、令和 4 年 4 月 1 日としております。また、改正後の条例規定が円滑

に施行されるよう、新旧規定の適用について附則第2条で固定資産税に関する経過措置を規定しております。

緊急性を要する案件でございますので専決とさせていただきますが、慎重な審議を賜り、原案のとおり御承認いただきますようお願い申し上げます、詳細説明とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 2点ほど確認させていただきたいと思いますが、この法改正に対する本来の目的というものをどのように解釈しておるのかということが1点と、もう一点は町内に法改正が与える影響について説明を求めます。

○議長（中島貞次） 税務課長。

○税務課長（山崎 将） このたびの改正につきましては、地方税法の一部改正に合わせて税条例の改正をするものでございますが、太子町におきまして大きく影響するものにつきましては、主に省エネ住宅の改修に伴います固定資産税の減税措置、あとDV等被害者、ストーカー犯罪等の被害者に係ります固定資産税の閲覧、台帳の記載事項についての住所等を削除するという対策が法的に明記されたことに伴う措置をとるものでございますが、それ以外の改正につきましては太子町におきましては対象となる地域ですとか対象となるものがございませんでしたので、町民に対して影響を及ぼすものについては特にございません。

○議長（中島貞次） ほかはよろしいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております承認第1号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり総務経済建設常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号は総務経済建設常任委員会に付託することに決定しました。

この際、委員会審査のため、暫時休憩します。

（休憩 午前10時17分）

（再開 午前11時33分）

○議長（中島貞次） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

先ほど所管の総務経済建設常任委員会に付託して休憩中に御審査いただいております承認第1号専決処分したものにつき承認を求めることについて（太子町税条例の一部を改正する条例の制定について）の議案1件について委員会の審査報告を求めますので、これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

~~~~~

**追加日程第 1 承認第 1 号 専決処分したものにつき承認を求めることについて（太子町税  
条例の一部を改正する条例の制定について）**

**○議長（中島貞次）** 追加日程第 1、承認第 1 号専決処分したものにつき承認を求めることについて（太子町税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題とします。

上程中の議案 1 件については、所管の総務経済建設常任委員会に付託して、休憩中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

総務経済建設常任委員会委員長松浦崇志議員。

**○松浦崇志議員** それでは、委員会審査報告書を読み上げて報告とさせていただきます。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第 77 条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、承認第 1 号。付託年月日、令和 4 年 5 月 13 日。件名、専決処分したものにつき承認を求めることについて（太子町税条例の一部を改正する条例の制定について）。審査結果、承認すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和 4 年 5 月 13 日金曜日午前 10 時 20 分から午前 10 時 40 分。

3、審査経過及び結果。

(1) 審査経過。趣旨や内容への疑問や不明瞭な点について、当局に質疑を行った。

主な質疑応答。

①参考資料の改正内容 3 に「住所を明らかにすることにより、人の生命または身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合」とあるが、どのように判断、チェックするのかとの質疑に、該当者についてはシステムにおいて管理しており警告情報が出るようになっている、納税義務者が DV、ストーカー行為等の被害者の場合、本町においては法改正以前より「住民基本台帳事務における支援措置」により、証明書発行においては原則本人からの申請のみとしており、本人確認作業においても窓口担当職員と監督職以上の職員による二重チェックを行い厳格に対応することとしているとの答弁があった。

②参考資料の改正内容 4 の「市町村の条例で定めることとされている「下水道法に規定する除害施設」とはとの質疑に、公共下水道に排出できる水質基準までに下水を処理する施設であるが、この条例改正に伴う本町に該当する施設はないとの答弁があった。

③参考資料の改正内容 7 にある省エネ改修の具体的内容はとの質疑に、窓の改修（二重サッシ化等）を含む、床や天井、壁の断熱改修であるとの答弁があった。

(2) 審査結果は、全員賛成により承認すべきものと決した。

以上です。

**○議長（中島貞次）** 以上で総務経済建設常任委員会委員長松浦崇志議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（中島貞次）** 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（中島貞次）** 討論なしと認めます。

これから承認第 1 号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は承認です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

(全員賛成)

○議長(中島貞次) 全員賛成です。したがって、承認第1号は委員長の報告のとおり承認されました。

~~~~~

日程第5 承認第2号 専決処分したものにつき承認を求めることについて(太子町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて)

○議長(中島貞次) 日程第5、承認第2号専決処分したものにつき承認を求めることについて(太子町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(服部千秋) 承認第2号専決処分したものにつき承認を求めることについて説明を申し上げます。

固定資産評価員の選任については、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したものにつき議会の承認を求めるものであります。

現在、当町の固定資産評価員は、太子町固定資産評価員規則第2条第2項の規定により、総務部税務課長を充てることとしておりますが、令和4年4月1日付の人事異動に伴い後任の山崎税務課長を固定資産評価員として選任したものでございます。

令和4年度の固定資産税の課税において早急に選任する必要があり専決とさせていただきますが、慎重なる審議を賜り、原案のとおり承認いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長(中島貞次) 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま上程中の議案は同意人事に関する案件ですので、議事の順序を省略して、直ちに採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中島貞次) 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決を行います。

お諮りします。

承認第2号は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中島貞次) 異議なしと認めます。したがって、承認第2号は原案のとおり承認することに決定しました。

~~~~~

**日程第6 議案第26号 令和4年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算(第1号)**

○議長(中島貞次) 日程第6、議案第26号令和4年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(服部千秋) 議案第26号令和4年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算(第1号)につ

いて説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経費の補正であります。

まず、第2条におきまして、第1款資本的支出の第1項建設改良費に932万円を追加し、総額を8億4,723万2,000円としております。内訳としましては、4ページに掲げておりますが、吉福水源地導水機能整備工事に伴う埋蔵文化財試掘調査を昨年度末に実施した結果、中世の溝の遺構が確認され、本発掘調査を実施する必要性が生じたことから、水源整備費に調査委託として932万円を追加しております。

慎重なる審議を賜り、原案のとおり可決いただきますようお願い申し上げます、議案第26号令和4年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第1号）の提案説明とさせていただきます。

**○議長（中島貞次）** 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

清原良典議員。

**○清原良典議員** 3つ、4つお尋ねします。

まず、そもそも文化財調査と言えば教育委員会の所管と考えますけれども、今回水道事業で補正が上がってきておりますが、その辺の経緯の説明をしてください。

2点目、大ざっぱにこの委託の内容、どのような調査をされるのか。

3点目、約1,000万円近くの補正ですけれども、これを入札されるのか。町外ではこのような調査委託を数見かけてきましたけれども、入札されるのか。また、このような業者は何社ぐらいの調査会社を把握されて次の入札にするのかどうか。

4点目、最後ですけれども、これを1つの工事として捉えて、いわゆる工事中の監理・監督はどのような立場の方が監理し、また最終的に一般的な工事ですと竣工検査があるのですけれども、この調査の竣工検査的なものはどのような方がどのように行われるのか。

以上、4点お尋ねします。

**○議長（中島貞次）** 経済建設部長。

**○経済建設部長（松谷真利）** まず、お尋ねのありました文化財調査を今回上下水道事業所が補正予算を確保するという事で、このあたりの経緯についてでございますが、この文化財調査につきましては現状のまま保存できない埋蔵文化財につきましては最低限度の措置として可能な限り発掘調査等を行って、その調査記録を失われる埋蔵文化財の代わりに残すという記録保存、これを行います。記録保存のための調査につきましては本来文化財保護の立場で行われるのではなくて、開発という外因によってやむなく取る対応ということで、必要な経費は調査原因となった事業者が負担すべきであるという考えが文化財保護法でございます。これに基づきまして、今回上下水道事業所が工事を行うということで、これに原因する調査で上下水道事業所が予算を確保していくというものでございます。発注につきましてはどちらがやるかというところで内部協議させていただいた上で、今回上下水道事業所が発注まで行うというところでの協議を行った上で行っておるというものでございます。

委託の内容でございますが、これから入札行為等がございますので簡単にではございますが、発掘調査のお金として発掘作業、あと調査員の報酬、それから測量業務として航空測量、基準点測量、写真撮影というようなものの調査委託費、調査内容というものでございます。

それから、業者数でございますが、県下、主に発掘調査をやっておる業者というのが町の入札参加資格として参加いただいている業者で10社弱、複数社ございます。

それから、4つ目の工事監理とか竣工検査でございますが、これにつきましては埋蔵文化財は

なかなか専門的な分野でございますので、上下水道事業所ではそのあたりは管理するとかというところのノウハウはございませんので、このあたりは教育委員会部局と協力をさせていただきまして業者への指導、また技術支援を教育委員会にお願いしまして一緒にさせていただくというところでの協議をさせていただいております。工事監理、完了検査につきましても、そのようにさせていただくということでございます。

あと入札のことでございますが、これにつきましては現在検討しておるという、すぐに工事はしないといけないというところでございますので、そのあたりを鑑みまして適正な事務手続を経て業者決定をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中島貞次） ほかに質疑はありませんか。

井村淳子議員。

○井村淳子議員 議案第26号ですけれども、吉福水源地の敷地内でそういう遺跡が出てきたということですが、どの場所で、それから調査面積はどれぐらいなのか、発掘調査の期間、これについてももう少し詳しく教えていただきたいと思います。それに関して、今回図面も何もついてないのですけれども、こういう本来の工事を中断してまで吉福西遺跡発掘ということですので図面をつけるべきではなかったのか、そのことについても考え方をお聞きしたいと思います。

それと、この発掘調査が入ることによって吉福水源地の導水機能整備工事の関係、現在の進捗状況と今後の見通し等についても答弁をお願いいたします。

以上です。

○議長（中島貞次） 間もなく正午になりますが、このまま会議を続行します。

経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） まず、場所、面積、期間についてでございます。

場所は現在の吉福水源地で、北側に入り口がございます、北側の右手に水源の井戸がございます、その井戸の西の敷地側にあります。今入っていただいて正面の建物と西側に倉庫があるので、その倉庫と今の井戸の間ぐらいに今回新しい電気棟を建設いたします。その下を今回調査するというところでございます。

面積につきましては140平米で、約10メートル掛ける14メートル、ここを調査いただきます。

期間につきましては、5月中頃から6月末までと聞いてございます。

それから、図面についてでございますが、分かりやすい説明を心がけるといところで、また事務局と検討をさせていただきたいと思います。

それから、調査に入ることによる工事への影響でございますが、今できることはやっていくといところで仮設の工事とあと資材の発注などをやってございます。ですので、今回の6月末まで埋蔵文化財の調査が入りますけれども、予定どおりに進みますと工事への影響は少ないと、そのまま工事できると見込んでございます。

以上でございます。

○議長（中島貞次） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 説明をお聞きしましたので分かるわけですが、やっぱり図面をこの資料につけておくことが大事やったのではないのでしょうか。これから検討するって、もうちゃんと青写真はできてるわけですね、工事する箇所も分かっているわけですから、すぐにでも出せる状態ではないのでしょうか。

○議長（中島貞次） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 分かりやすい説明といところで、今回図面が用意できてなかつ

た。図面はもちろongoざいますが、ここでお渡しできておりませんでした。申し訳goざいせん。今後十分必要な分を検討して資料作成を進めていきます。

○議長（中島貞次） 暫時休憩します。

（休憩 午前11時53分）

（再開 午後0時00分）

○議長（中島貞次） 再開します。

経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 申し訳goざいせん。図面を配付させていただいてgoざいます。配置図を御覧いただきましたら、これが吉福水源地の配置図でgoざいます。北側に門がgoざいます。そこから右手に回っていただいて敷地の西側、今薄く色づけをさせていただいておりますところ、ここが新しく電気棟を建てる場所でgoざいます。この下におきまして発掘調査を行うというところでgoざいます。

以上でgoざいます。申し訳goざいせんでした。

○議長（中島貞次） ほかに質疑はありませんか。

上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 先ほどの休憩中にも議員からちょっと指摘まがいに出ておりましたけれども、町の施設でありながら今まで気づかなかったような形での補正の出し方というのはいかがなものかなと思いますし、前段から予測ができたものではなかったのかという部分について、今後の取り組みにどのように生かしていくのかという部分も含めて答弁いただきたいのと、これは今資料が出てきましたけれど、実施期間が5月16日にもう着手すると、3日後、ということは、もう対応する業者等が確立されてるということですか。

○議長（中島貞次） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 今回建設する場所ではgoざいますが、埋蔵文化財の包蔵地からは外れてgoざいます。もちろん包蔵地内ではgoざいましたら事前に調査をして必要な手続をといるところではgoざいますが、包蔵地内ではgoざいせんので、こういう工事をすると。念のためにというところでの協議の中で試掘、試しでやっていただいたと。その際に、昨年度になりますけれども遺構が発見されたということでgoざいまして、それによって本調査が必要であるというところでは今回の補正をお願いしておるというところではgoざいます。もちろん全ての工事で事前に調査するいうところではgoざいたらいいのですけれども、そのあたりは教育委員会部局と情報を共有して必要といるところがあれば事前に対処していくという体制は取っていきたいと思います。

それから、着手の5月16日というところではgoざいますが、これは手持ちの概要書を作成しておったというところでの資料でgoざいますので、手続につきましてはこれから行っていくというところではgoざいます。

以上でgoざいます。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 これは太子町の文化財に対する姿勢も明らかになってきえる部分があろうかと思いますが、太子町という町はどの地域を見ても、価値があるないは別にして比較的文化財が出やすい土地柄でgoざいます。教育委員会としてもそのあたり、過去からの経緯としてこいうった部分の土地、こいう土地にもこいうことがあると予測ができたんじゃないかなとは思いますが、また今見てるこの遺跡、その価値についてはどのような解釈を持てるのか、こいうった部分もちちゃんと説明をいただきたいなと思いますので、教育委員会の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（中島貞次） 教育次長。

○教育次長（栗岡正則） 今回の件につきましては松谷部長が申し上げたとおり、私どもが指定している区域から若干外れてはございます。担当者等の意向により、念のため私どもが試掘調査をさせていただいたのが3月でございます。そうしたところ、遺構が発掘されたものでございます。当遺跡の価値というところでございますけれども、本箇所は林田川と揖保川が合流する地点の左側に位置する地域でございます。過去、都市計画道路、揖保線の整備事業を行った際の調査におきましては中世の集落遺構というものを検出しております。中世の土器、それから古銭、こういったものが発見されておまして家々が点在していたものと考えております。非常に歴史的価値があるものではないかと私どもは考えております。

以上でございます。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 今の説明からも揖保線を触るときにもある程度そういったものが出てくるであろうという状況が見えてたと思うのですよね。そういう意味からもいろんな工事を今後検討するときに当たって、やはり事前からもう少し情報の共有をなした上で文化財の保護の視点も踏まえた上で様々な対応を進めていくことが必要ではないかと思いますが、そのあたり町長はいかがですか。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） 申し訳ないのですが、私自身は遺跡のことは細かく知らない面があります。今出たことは御意見として賜っておきたいと思います。

○議長（中島貞次） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 討論なしと認めます。

これから議案第26号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（中島貞次） 全員賛成です。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

この際、御報告申し上げます。

揖龍保健衛生施設事務組合議会議員松浦崇志議員の辞任に伴い、揖龍保健衛生施設事務組合議会議員に1名の欠員が生じました。

お諮りします。

組合規約の定めるところにより、揖龍保健衛生施設事務組合議会議員を補充する必要がありますので、揖龍保健衛生施設事務組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙をしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 異議なしと認めます。したがって、揖龍保健衛生施設事務組合議会議員の

選挙を日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙を行うことに決定しました。

~~~~~

追加日程第2 揖龍保健衛生施設事務組合議会議員の選挙

○議長（中島貞次） 追加日程第2、揖龍保健衛生施設事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

揖龍保健衛生施設事務組合議会議員に藤澤元之介議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました藤澤元之介議員を揖龍保健衛生施設事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました藤澤元之介議員が揖龍保健衛生施設事務組合議会議員に当選されました。

ただいま揖龍保健衛生施設事務組合議会議員に当選されました藤澤元之介議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

藤澤元之介議員。

○藤澤元之介議員 お引受けいたします。

○議長（中島貞次） この際、御報告申し上げます。

西はりま消防組合議会議員中薮清志議員の辞任に伴い、西はりま消防組合議会議員に1名の欠員が生じました。

お諮りします。

組合規約の定めるところにより、西はりま消防組合議会議員を補充する必要がありますので、西はりま消防組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第3として直ちに選挙をしたいと思ひます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 異議なしと認めます。したがって、西はりま消防組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第3として直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

~~~~~

#### **追加日程第3 西はりま消防組合議会議員の選挙**

○議長（中島貞次） 追加日程第3、西はりま消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

西はりま消防組合議会議員に松浦崇志議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました松浦崇志議員を西はりま消防組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました松浦崇志議員が西はりま消防組合議会議員に当選されました。

ただいま西はりま消防組合議会議員に当選されました松浦崇志議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 お引受けいたします。

○議長（中島貞次） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第3回太子町議会臨時会（第498回町議会）を閉会します。

（閉会 午後0時12分）

~~~~~

議長挨拶

○議長（中島貞次） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位の格別の御精励を賜りまして、専決処分の承認、議会組織の改選等、滞りなく議了することができましたことは町政のため誠に御同慶にたえません。ここに謹んで議員各位の御精励と御協力に対しまして、衷心より敬意と謝意を表する次第でございます。

しばらくすれば風清らかな初夏の時期となってまいります。ただまだコロナ禍の予断を許さない状況が続いております。議員各位におかれましてはこの上とも健康に留意されまして、町政伸展のため一層の御精励を賜りますようお願い申し上げまして、誠に簡単措辞ではございますが、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

町長。

~~~~~

#### 町長挨拶

○町長（服部千秋） 令和4年第3回太子町議会臨時会（第498回町議会）が閉会されるに当たりまして御挨拶を申し上げます。

本日の臨時会におきましては、予算案件をはじめとします各重要案件につきまして慎重なる御審議を賜り、適切に議決をいただきましたことに深く感謝を申し上げる次第であります。ありがとうございます。

これから日ごとに暑くなる季節となりますけれども、議員各位におかれましては御健康に十分御留意いただきまして、町行政のさらなる振興に一層の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ですけれども臨時町議会の閉会に際しましての御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和    年    月    日

太子町議会議長            中    島    貞    次

署名 議員            井    村    淳    子

署名 議員            藤    澤    元    之    介